

## 病害虫のまん延防止にご協力ください

沖縄・奄美・トカラ・小笠原には、サツマイモなどに被害を与える害虫が、また、沖縄・徳之島・沖永良部島・与論島ではカンキツ類に被害を与える病気が発生しています。これらの病害虫のまん延を防止するために、別表のとおり法律によって未発生地域への植物の持ち込みが規制されています。違反すると罰せられることがありますのでご注意ください。

- ・サイマイモ加工品、熱帯果実、種子などは自由に持ち込むことができます。
- ・指宿市の一部はイモゾウムシなどの緊急防除区域ですので、サツマイモなどの移動が禁止されています。
- ・喜界島はカンキツグリーニング病菌の緊急防除区域ですので、カンキツなどの苗木類の移動が禁止または制限されています。

\*1 サツマイモは消毒（蒸熱処理）すれば持ち込めますので、事前にお問い合わせください。

\*2 ミカン属、カラタチ属、キンカン属、ゲッキツの苗木類は検査を受ければ持ち込めますが、検査に長期間を要しますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ先 門司植物防疫所鹿児島支所八代出張所

☎ 0965 (37) 1544



## ▼別表

発生地域	移動先	持ち込めないもの	
		植物	病害虫
沖縄県		本土	サツマイモ（紅イモなど）※1 ヨウサイ（エンサイ） アサガオ グンバイヒルガオなどの生茎葉 および地下部
		本土 奄美群島 トカラ列島 小笠原諸島	カンキツ※2 ゲッキツ ゾウノリンゴ サルカケミカンなどの苗木類 果実および種子は除く
		本土	サツマイモ（紅イモなど）※1 ヨウサイ（エンサイ） アサガオ グンバイヒルガオなどの生茎葉 および地下部
徳之島 沖永良部島 与論島	本土・沖縄県 奄美大島 トカラ列島 小笠原諸島	カンキツ※注2 ゲッキツ ゾウノリンゴ サルカケミカンなどの苗木類 果実および種子は除く	カンキツグリーニング病 ミカンキジラミ

平成18年度から施設運営のあり方を検討してきた公立保育所の民営化が、平成23年12月市議会の議決を経たことを受け、正式に決定しました。4月1日から、第一幼楽園を「社会福祉法人菊豊会」に、第二幼楽園を「社会福祉法人だけのこ会（仮称）」に、岩保育園を「社会福祉法人加茂川保育園」に移譲し、民営化します。

これまで民営化については、関係者、外部有識者や保護者の皆さんとの協議の場を設け、検討を重ねてきました。その結果、一層のサービス向上と効率的な運営を図ることがであります。

民営化により、入園要件や保育料などが変わることはありません。

## 公立保育所「第一幼楽園」「第二幼樂園」・「岩保育園」を民営化します

## お知らせ



問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。  
各総合支所の問い合わせはこちらです。  
七城総合支所 ☎ 0968 (25) 1000  
旭志総合支所 ☎ 0968 (37) 3111  
泗水総合支所 ☎ 0968 (38) 2112

くまもとグリーン農業宣言制度  
が始まりました！

問い合わせ先 子育て支援課

☎ 0968 (25) 7214

くまもとグリーン農業」とは  
安全・安心な農産物を生産・供給し、熊本の宝であるきれいで豊かな地下水を始めとする恵まれた自然環境を守り育てるための制度です。慣行農業に比べて化学合成肥料や化学合成農薬を削減するなど、環境に優しい農業への取り組みを行います。

くまもとグリーン農業の目的

できるだけ多くの人々に賛同してもらい、生産・応援の宣言をするこ

とによって「くまもとグリーン農

業」に取り組んでもらうためのもの

です。

生産者は、くまもとグリーン農

業に積極的に取組む。消費者は、く

まもとグリーン農業で生産された農

産物を買って食べる。企業は、くま

もとグリーン農業で生産された農産

物を社員食堂で使う」など、一人一

人があげての運動として展開し、「くまもとグリーン農業」のさらなる普及拡大を図ります。

宣言方法は？

生産宣言や応援宣言をしようとすると、生産者は、区分に応じて「くまもとグリーン農業宣言申出書」を住所または事務所がある市町村もしくは所属するJAに提出してください。なお、宣言をした人には、熊本県ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 熊本県農林水産部生産局農業技術課環境保全型農業班

☎ 096 (333) 2383

・農林振興課農政係

☎ 0968 (25) 7221

・3歳児健診

・対象児 七城地区の平成20年8月

・ところ 午後1時10分～午後1時30分

・3歳児健診

・対象児 10月生まれ

・ところ 午後1時10分～午後1時30分

・3歳児健診

・対象児 10月生まれ